

孤立する学習者の支援

坂 本 登

(一般社団法人全国社会教育委員連合)

1. 「新しい時代」の着眼点

人間は、「過去」からの連続する時間を生きてきて、「いま」を生きている。瞬時に、「いま」が過去になり、未来が「いま」になるというのに、人間はけっして「未来」を生きることができない。しかし、日々の生活は、「いま」に順応しながらも、これから訪れる「将来」への備えにも怠りがない。それは、「いま」が「いま」であると同時に、これから＝「新しい時代」への入り口、先頭としての性質も有しているからであろう。

このことを教育界は見事に実証してくれる。社会教育法（第3条）は、国及び地方公共団体に対して国民が「实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」努力義務を、公民館に対して「住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行」（同法第20条）うことを求めている。また、改正前の旧教育基本法（第2条）でも、「实际生活に即し」て教育の目的を達成するよう努めることが期待されていた。

法制定時の社会的背景から考えると、この「实际生活」には、コンピュータの中で表現されるバーチャルリアリティが視野されていたとは思われない。想定されていたのは、現実の「いま」の生活であつたに違いない。しかし、学校教育は、人々の将来ないしこれからのための準備教育としての性格が強く、人生の初期に重点的に用意されている。社会教育においても、少年

期における社会性の涵養やインターンシップ、青年期・新婚期の家庭教育、壮年期の退職準備教育など、人々の近い将来に生起するであろう課題を想定した学習機会が提供され実際に学習活動が展開されている。このように、学校教育においても社会教育においても、「実際生活に即」することの意味には、「いま」という現実のみならず、人々の将来、これからという「新しい時代」の双方が視座され、それらに対応しようとする意図が感じられる。

本稿でも、「新しい時代」の社会教育について「いま」に照準を当てて考えることとする。

2. 集落の孤立

限界集落等、集落の孤立が深刻である。平成26年5月、「日本創成会議人口減少問題検討分科会」は、出産率の高い若年女性（20～39歳の女性）人口が半分以下に減る可能性がある自治体を「消滅可能性都市」と仮定し、それが平成52年までに、全国の市区町村の49.8%に相当する896市区町村になる、との予測を発表した。

こうした警鐘は、最近、顕著さを増している。平成18年6月には、総務省と国土交通省が合同調査を行って、平成11年から同18年までに191の集落が消滅したことを明らかにするとともに、今後10年以内に、62,273集落のうち423の集落が消滅する可能性があり、いずれ2,220の集落が消滅すると予測。平成22年11月には、総務省地域力創造グループ過疎対策室が調査結果をもとに、過疎地域（801市町村）における64,954集落のうち、世帯数が10世帯未満の小規模集落が約1割（6,214集落）、65歳以上の人口が50%を超える集落が15.5%を占め、そして、今後10年以内に消滅の可能性のある集落が454集落（0.7%）、いずれ消滅する可能性のある集落が2,342集落（3.6%）との予測を公表した（表1）。

集落の維持が困難で消滅していく過程にある集落では、集落も住民も孤立しがちとなり、当然のごとく住民の日常生活に支障が生じ、学習機会へのアプローチも阻害される。

表1 過疎地域等における集落の現況（集落、％）

		平成18年6月	平成22年11月
過疎地等における集落数		62,273 (100.0)	64,954 (100.0)
高齢者の割合	50%以上	7,878 (12.7)	10,091 (15.5)
	50%未満	52,104 (83.7)	53,265 (82.0)
	無回答	2,291 (3.7)	1,598 (2.5)
消滅の可能性	10年以内に消滅	423 (0.7)	454 (0.7)
	いずれ消滅	2,220 (3.6)	2,342 (3.6)
	消滅の可能性無	52,384 (84.1)	54,198 (83.4)
	無回答	7,248 (11.6)	7,960 (12.3)

総務省・国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査」（平成18年6月調査，平成19年8月報告）

総務省地域力創造グループ過疎対策室「過疎地域等における集落の状況に関する現況調査」（平成22年11月調査，平成23年3月報告）

3. 学習者の孤立

(1) 一人っ子，ひとり親と子ども世帯

世界の先進国同様，わが国でも少子高齢化が進み人口の縮小時代に入った。ちなみに平成22年の「平均世帯人員」は2.42人（表2①）であり，国民全体でいえば，一世帯に子どもが一人いるかいないか，すなわち，子どものいない世帯が珍しくなくなった。

また，ひとり親で未成年の子どもを育てる「ひとり親と子の世帯」が増え（表2②），全世帯の1割に届きそうな気配にある。ひとり親となる要因は「未婚」「死別」「離婚」に分けてデータ処理されているが，離婚による件数が最も多く，これが今後も増加すると見込まれている。ひとり親が子どもを育てる場合，母子世帯ないし父子世帯ということになるが，この両者を比較

すると、ほぼ8対2の割合で母子家庭の比率が高い。母子世帯のひとり親としての母親（当然、父子世帯の父親も）は生活を維持するため就業する。さらに、子育て期にある「30～34歳」「35～39歳」の女性の就業率が上昇（表2③）して、いまや、就業と子育てを両立させる女性・母親が普通の姿となっている。

「ひとり親と子の世帯」、子育て期にある「女性の就業率」等の高まりは、日常生活において、親と子が同じ時間を共有することを困難に少し少なくし、兄弟姉妹の少ない子、一人っ子は日常的に孤立しがちで、ひとり＝「個」人だけで過ごす時間を多くしている。

一方、職に就く親（とくに子育ての責務を負わされることが多い母親）の多くは、子育てに必要な情報や学びの機会にアクセスできず、親子関係や子育て等の悩みについて相談したり話し合う仲間にも恵まれず、育児期にある親の孤立すなわち育児難民化する可能性を大きくしている。

（2）一人暮らし

わが国の世帯構成が変化し、世帯総数に占める「単独世帯（一人暮らし）」の割合（表2④）は、昭和55年の19.8%から平成22年の32.4%へと増加し、いまや「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「三世帯世帯」等を上回るに至った。世帯のほぼ三分の一が「単独世帯」であることは、「一人暮らし」が国民の生活スタイルとして定着していることを印象づける。

同じように、世帯主が65歳以上の「高齢世帯」でも、単独世帯は昭和55年の20.4%から平成22年の30.7%へと増加傾向にある（表2④）。この結果、「一人暮らし高齢者」の比率は男性、女性ともに伸張し、いまや65歳以上の高齢者のうち、男性高齢者の10人に1人が、女性高齢者の5人に1人が一人暮らしをしている（表2⑤）。

また、価値観や生き方が選択できる時代となって、一人ひとりの考え方や行動を貫くことが可能となった。その選択肢の一つに生涯を独身で過ごすこと、添えられない（夫婦）関係を断つことなどがあり、未婚率や離婚率が増える傾向にある（表2⑥、⑦）。こうしたデータも、今後さらに「一人暮らし」が増加していくことを予見させる。さらに、子宝に恵まれない夫婦があり、子どもをつくらない夫婦もいる。すでにみてきたデータからいえば、彼

らもまた「一人暮らし」予備軍となる可能性が大きい。

「一人暮らし」をする人の全てが孤立しているわけでも、孤立する可能性があるというわけでもない。しかし、「一人暮らし」は生活や意識が内向きになりがちと聞く。少なくとも彼らが、自発性、自律性を起点とする社会教

表2 学習者の孤立関連データ

		昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
①平均世帯人員 (人)		3.22	2.99	2.67	2.42
②ひとり親と子の世帯	世帯数 (千世帯)	2,053	2,753	3,578	4,535
	全世帯比 (%)	5.7	6.8	7.6	8.7
③女性の就業	30～34歳 (%)	47.1	50.4	53.7	64.1
	35～39歳 (%)	56.9	61.3	58.9	62.6
④単独世帯	世帯総数比 (%)	19.8	23.1	27.6	32.4
	高齢世帯比 (%)	20.4	24.7	27.2	30.7
⑤一人暮らしの高齢者	男 性 (%)	4.3	5.2	8.0	10.4
	女 性 (%)	11.2	14.7	17.9	19.5
⑥生涯未婚率	男 性 (%)	4.5	5.6	12.6	22.7
	女 性 (%)	2.6	4.3	5.8	9.9
⑦離 婚 率 (千人比)		1.22	1.28	2.10	1.99
⑧身体障害者手帳交付台帳搭載数	総 数 (人)	2,585,829	3,441,643	4,292,761	5,109,282
	内18歳以上 (人)	2,463,625	3,320,345	4,183,806	5,001,986
	(%)	95.8	96.5	97.5	97.9

①平均世帯人員、②ひとり親と子の世帯、④単独世帯、⑥生涯未婚率は「国勢調査」

③女性の就業率は総務省「労働力調査」

⑤一人暮らし高齢者は『平成25年版高齢社会白書』（内閣府）

⑦離婚率は厚生労働省「平成25年（2013）人口動態統計の年間統計」

⑧身体障害者手帳交付台帳搭載数は、厚生労働省「福祉行政報告例」（毎年度末現在）

なお、平成22年度の数値には福島県が含まれていない。

育から乖離し、孤立した存在となることは回避したい。

(3) 身体障害者

学習支援の観点からは、障害を有する人たちへの目線も欠かせない。厚生労働省は、障害を有する人たちへの福祉サービスを推進するため「身体障害者手帳交付台帳」及び知的障害（児）者のための「療育手帳交付台帳」への登載を推進している。このうち、身体に障害をもつ人の数は、我が国の18歳未満人口の減少を反映するように「18歳未満」が減少し、「18歳以上」が増加している（表2⑧）。

身体の障害には視覚、聴覚、肢体、内部、言語など多様なものがあるが、手話、点字、車いす、介添えなどによって、彼らの多くは学習が可能になる。障害をもつ人々の学習機会の選択と参加が容易になるための有効な方策が講じられる必要がある。

(4) 引きこもり等

さらに、自立する時期にある世代の孤立も無視できない。その端緒にもなり得ると思われる「若年無業者」,「フリーター」,「引きこもり」等の人数（表3）は一向に減少しない。彼らの全てが孤立しているわけではないだろうが、実際には孤立していたり、孤立しがちな者が多い。しかも最近では「引きこもりおじさん」や「引きこもり主婦」,「引きこもり老人」なども出現した。このため、民間が中心となって「ひきこもり大学」が開催され,「引きこもり支援相談士」の養成,「引きこもり地域支援センター」の設置等の対応策が講じられつつある。

しかし彼らが、学習や社会貢献への意欲を喪失しているとは思われない。むしろ、彼らの多くは、学習への関心とニーズを有しているものの、集散的、集団的な学習機会への参加を躊躇している、と捉えることが適切と思われる。

このほか、紙幅の都合から言及しかねるが、学習支援の観点からは、最近増加しつつある在日外国人が地域社会から孤立しがちな状況にあることにも目を向ける必要があろう。

表3 若年無業者、フリーター、ひきこもり

区 分	対象年齢	該当者数	対象年齢人口比
若年無業者	15～34 歳	約60万人	2.2%
フリーター	15～34 歳	約182万人	6.8%
ひきこもり	15～39歳	約69.6万人	1.79%

総務省「労働力調査」（平成25年速報）

内閣府「若者の意識に関する調査（引きこもりに関する実態調査）」平成22年7月

3. 社会教育の転換

(1) 学習者ネットワーク

これまで見てきたデータから、集落も、個人も家族も、子どもも親も、若者も高齢者も、孤立する傾向にあることが明らかにされた。これらは学習者の孤立を意味し、いまや、学習者をかつてのように面（地縁）や塊（集団）でとらえることが困難になったことの証しともなる。

学習者の孤立は、ソーシャル・キャピタル（人々の信頼関係、規範、つきあい・交流）の構築、学習の成果を活用した社会貢献活動、コミュニティの振興等の観点からいえば好ましいことではない。このため、学習者の孤立を抑制し少なくする必要があるが、その有効な方途のひとつが、学習者が自由意思で繋がる「学習者ネットワーク」であろう。

ネットワークが構築されると、学習者は、時間や場所に拘束されることなく、好きな時間に気の許せる相手とつながることができる。ところが、このネットワークに対しては、個人的に過ぎるとか、社会教育の特徴である相互学習を助長する「集合型」や「集団型」による学習を否定するとの批判もある。しかし繋がった者同士は、情報の交換や補完を通して人間関係を濃密にして円滑に相互学習を進める。さらに「学習者ネットワーク」が成り立つと、多様で異質な考え方や学習資源との接触が可能になることから、集合型学習の前提となる自発的な個人学習にも有用で、それを活性化させるものと

思われる。

ここに、社会教育行政がこの構築を支援助長する意義がある。「学習者ネットワーク」が集合型の「学級講座」や「団体・グループ活動」、さらには社会教育行政における「ネットワーク型行政」等と相まって推進されるならば、さらなる社会教育の振興が期待できる。

(2) YOUTUBE先生

幸いにも、これを可能にする社会的な条件が整いつつある。それは情報メディアIT (Information Technology)・ICT (Information and Communication Technology) の発達と普及である。これによって、社会教育(学習機会)へのアクセスが変化した。学習を支援する施設や機関が未整備で未発達な時代、すなわち昭和20年代、30年代頃、住民・学習者にとって、生活課題を解決するための学習をすすめる有効な方法は日常生活圏の地縁集団に参加することだった。このため若者は青年団に、女性は婦人会に参加して生活課題解決の学習や実践に取り組んだ。それが、昭和30年代半ばからの高度経済成長とともに社会教育・コミュニティ施設の整備が進み、学習意欲があれば、施設に足を運ぶことで問題解決学習としての社会教育へのアプローチが可能になった。さらに、昭和50年代以降の情報化時代になると、学習はメディアを活用することで可能となった。すなわち、学習機会へのアクセスは、「集団」→「施設」→「メディア」へ、厳密にいうと、「集団」から「集団と施設」へ、そして「集団と施設とメディア」へと推移してきたのである。

さらに進んで、いまの時代は電車やバスの車中でも歩きながらも、スマホやタブレットを駆使して欲しい情報を得ることができる。しかも、モバイルだから移動中の学習も可能になったのである。長いこと、社会教育関係者は誰もが「いつでも、どこでも」学習できる社会の実現を追求してきたが、その願いは、社会教育関係機関(者)によってではなく、メディアによって実現された。いまや学習の機会は「ネット講座」、講師は「You Tube先生」、学習者は「スマホっ子」の時代に突入した。近い将来、「スマホ爺」「スマホ婆」が学習者の中心となるのは間違いなさそうだ。

(3) SNSの普及

そしていま、たとえばGoogleで世界文化遺産を調べ、その地の地図を検索し、現地訪問のためにと文字、映像、音声で語学・会話を習得する人は珍しくない。そして、QR (Quick Response) の普及は、紙媒体に印刷されたコードにスマホをかざして、学習情報にアクセスすることを可能にした。IT企業もまた、積極的に、資格取得に係るプログラムをはじめ多彩な教育・学習支援サービスを開発し、モバイル向けサービスを展開している。さらに、Facebook, Twitter, LINE, mixiなど、人と人との繋がりをサポートするSNS (social networking service) の広がりも見逃せない。まさにIT・ICT, SNSの発達と普及は、社会教育及び学習者のインフラとなって、学習のスタイルを変え、社会教育の形態を変え、学習者の孤立に歯止めをかけ相互学習へと誘うツールとなっている。

今後おそらく、距離の遠近を問わず、双方向の学習を可能とする「学習者ネットワーク」は、市民や学習者の間で、自由気ままに進捗し攪拌されていくに違いない。こうした推移を見守りながら、人々の学習を求めに応じて支援する責務を負う社会教育行政には、孤立する学習者の増加現象から眼をそらすことなく、これまでに構築してきた個人学習の支援方策を活かしながら、孤立している学習者の学習関心の融発と集合学習等へ誘引する営みに挑戦する必要があるだろう。